

チェルノブイリ事故の際の放射能汚染の区分(土地)

【編集:内部被ばくを考える市民研究会 川根真也】

セシウム137による汚染での区分

第1区分 **強制避難区域**……居住禁止ただちに強制避難。立ち入り禁止。

土地汚染 **148万**ベクレル/m²以上 (40キュリー/km²以上)

土壌汚染 **22,769**ベクレル/kg以上

空間線量 **5.2**マイクロシーベルト/時 以上

第2区分 **義務的移住区域**……義務的移住の区域、農地利用禁止。

土地汚染 **55.5万～148万**ベクレル/m² (15～40キュリー/km²)

土壌汚染 **8,538～22,769**ベクレル/kg

空間線量 **2～5.2**マイクロシーベルト/時

第3区分 **移住権利対象区域**……国家補償による移住の権利。

土地汚染 **18.5万～55.5万**ベクレル/m² (5～15キュリー/km²)

土壌汚染 **2,846～8,538**ベクレル/kg

空間線量 **0.66～2**マイクロシーベルト/時

第4区分 **放射線管理区域**……不必要な被ばくを避けなければならない。新たな工場建設禁止。農地作付制限あり。

土地汚染 **3.7万～18.5万**ベクレル/m² (1～5キュリー/km²)

土壌汚染 **569～2,846**ベクレル/kg

空間線量 **0.13～0.66**マイクロシーベルト/時

※ **1** キュリー/km²=37000 ベクレル/m²=**3.7万**ベクレル/m²

※ 原子力安全委員会による換算式 土壌汚染(ベクレル/kg)×65= 土地汚染(ベクレル/m²)

※ **4万ベクレル/m²**という数値は、『放射線管理区域』(原子炉建屋など)の基準になる値。**4万ベクレル/m²**よりも高くなってくるとどんどん危険になるので気をつけなさいということ。

—筑波大学アイソトープ総合センター・末木啓介准教授

※ 土壌汚染 **569**ベクレル/kg⇒土地 **3.7万**ベクレル/m²……ほぼ日本の『放射線管理区域』に相当 **0.13μSv/h**

※ 空間線量は第16回原子力委員会 河田東海夫資料(2011年5月24日)より作成